

純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

—市場の成り立ちに関する一試論—

泉 正 樹

はじめに

- 1 「最も市場性のある商品」
 - 1.1 「なにも知っていなくても」
 - 1.2 流通手段の自生的成立
 - 1.3 「最も市場性のある商品」
- 2 クナップの「貨幣」と私人間の取引
 - 2.1 「最も悪しき貨幣といえども」
 - 2.2 「表券的支払手段」
 - 2.2.1 考察の指針
 - 2.2.2 債務の名目性
 - 2.2.3 「表券的支払手段」
 - 2.3 クナップの「貨幣」と私人間の取引
- 3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立
 - 3.1 自生的成立説の難問
 - 3.1.1 若干の問題整理
 - 3.1.2 マルクスの逆転論
 - 3.1.3 自生的成立説の難問
 - 3.2 「共通にあらわれる特定の商品」
 - 3.3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

結びにかえて

参考文献

はじめに

歴史的転換の最中にあるといわれる資本主義の現実を前に、経済学のあり方が改めて問われている。各国資本主義の多様な歴史展開を認識するにあたり、比較に基づく帰納的類型化という手法への関心が高まっているようである。その裏面として、発展段階的歴史観に基づく経済学、また、演繹的推理の強烈的な収斂力をもって精緻化される経済学は、単一の資本主義像を導き出しがちだとして、資本主義の多様性を把握する適性を欠くのではないかという指摘も見られる¹⁾。

しかし、現実分析への第一次接近として、商品経済的利益の最大化という行動原則を出発点に据え、そこから推論を積み重ねてゆく経済学の進展も存在する。宇野弘蔵によって経済学が、原理論、段階論、現状分析の三領域に明確に区分されたことはよく知られている。宇野にとって『資本論』は、原理論として純化されるべきものであった。そのことによって「経済学の原理は、いかなる時代の、いかなる国の資本主義にも直ちにそのままにはあらわれない純粹の資本主義社会の経済的運動法則として展開されるのであるが、しかしいかなる時代、いかなる国の資本主義にしても、この原理的規定なくしては科学的に分析し、解明しえないという、そういう基本的規定を与えるものである」（宇野 [1962] 41頁）とされた。純粹資本主義社会なるものはどこにも実在しないのではあるが、現実のどの資本主義にも通底する原理として、自立した商品経済的論理の提示が目指されたといつてよい²⁾。

しかしその後の原理論研究の進展は、商品経済的論理のみでは純粹資本主義社会を構成しきれないという、その意味での外的条件の存在へと注意を向けることとなる。論理的な推論に徹することによって、逆に、推論しきれない部分が明らかにされるようになってきたわけである。この部分のことを「開口部」と呼ぶならば、純粹資本主義社会とは、「開口部」に一定の諸条件が嵌まり込むことで自立した一社会たりえていると考えられることになる。そのみならず、現実の資本主義が示す多様性のある部分については、「開口部」に作用する諸条件の変化を軸に捉えることも可能となろう³⁾。その意味からすれば、論理的な推理に徹することこそが、今まさに求められる理論的基礎作業ということになってくる。

本稿は、こうした問題関心に基づいて、貨幣の自生的成立説の検討を試みるものである。貨幣の自生的成立は、原理論では価値形態論において考察されてきた。とりわけ宇野以降の価値形態

1) この点については、さしあたり山田 [2008] とりわけ第1-3章、第4章(69-76)頁を参照。なお、原理論における推論形式として有効なのは、if A, then X. というよりはif A, then not Y. にあるという指摘が小幡 [2001] 65-6頁で論じられている。

2) もちろん宇野においても、商品経済的論理のみで純粹資本主義社会が導出できると考えられていたわけではない。資本が社会的再生産を編成するためには労働力の商品化が必須とされたが、これは商品経済的論理からは推論できない外的な要因であると強調されたことである。この点について、宇野はたとえば次のように述べている。

「資本の産業資本的形式は、商人資本的形式や金貸資本的形式と異って、資本形態がいわばそれ自身で展開するものとはいえない。この形式のいわば基軸をなす労働力の商品化は流通形態自身から出るものではないからである」（宇野 [1964] 44頁、注(3)）

3) 小幡道昭によって提示された「開口部」論に関して、宇野三段階論からの批判的進展関係が示されたものとしては、さしあたり小幡 [2008] を挙げるができる。

論では、商品と貨幣との非対称な構造が、商品世界からの貨幣の自生的成立を背景に置いて分析されてきたといつてよい。しかし、個別経済主体に即した商品経済的論理の追跡だけでは、一般的価値形態の成立を推論しきれないように思われる。本稿の目的は、まずこの点を、自生的成立説の典型を示すメンガーならびにマルクスの議論の検討を通して明らかにする。その上で、クナップの議論を参考にしつつ、どのような条件が加われば一般的価値形態の成立を論じうるか、という問題への回答も試みる。そのことを通して、市場をどのような論理で把握しうるかという問題への一試論を提示するとともに、純粋資本主義論が、事実上、原理論からもう一步踏み出した領域の議論に属するものであることを示す。

1 「最も市場性のある商品」

1.1 「なにも知ってなくても」

『資本論』現行版の冒頭部分では、価値の実体とは何であり、価値量はどのように規定されるのかという問題が考察されている。そして次いで検討されるべき問題として挙げられるのが、「貨幣形態の生成」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)である。マルクス (Karl Marx) によれば、「諸商品の価値関係に含まれている価値表現の発展をその最も単純な最も目だたない姿から光まばゆい貨幣形態に至るまで追跡すること」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)によって、「貨幣の謎 Geldrätsel (the riddle presented by money) も消え去る」(Marx [1890] S. 62, 訳94頁)のだという。なぜ貨幣は商品と非対称の特異な地位にあるのか。ひとまずこのことを「貨幣の謎」と呼ぶことにするならば、この「謎」は、貨幣形態(価格)の生成を示すことで解明できるのだとされる。日々観察される事象の意味や関連は、こうした考察を通して明確にできるものと思われるが、商品に関する日常意識についてマルクスは次のように述べる。

諸商品は、それらの使用価値の雑多な現物形態とは著しい対照をなしている一つの共通な価値形態——貨幣形態をもっているということだけは、だれでも、ほかのことはなにも知ってなくても、よく知っていることである。(Marx [1890] S. 62, 訳93頁)

確かに、「なにも知ってなくても」、商品に価格が付されていることは自明であり、それはたとえば「1 kgの小麦は1000円」とか、「1着の上着は3000円」といったかたちで観察できる。仮にこの日常意識を出発点として「価格とは何か?」と問うならば、たとえば「円」の法制上の導入とその変遷の歴史を知ることになるだろう。すなわち、「円」は1871(明治4)年の「新貨条例」によって日本の通貨単位として導入され、一円は純金1.5gを意味するものであったこと。1897(明治30)年の「貨幣法」において純金0.75gをもって「円」と称すると改められたこと。さらに1987(昭和62)年の「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」によって、通貨単位である「円」は金の一定重量名を意味するものではないと改められたことなどを知ることができる。

少し見方を変えて、1 kgの小麦や1着の上着の代金として支払われる「通貨」⁴⁾とは何かと問うこともできるかもしれない。そのことによって日本で法制上「通貨」とされているのは、500円玉や1円玉といった硬貨⁵⁾と日本銀行券であることが分かる。また、日本銀行の財務諸表⁶⁾を見てみると、「負債」として計上される「日本銀行券」は、同行が保有する「資産」の裏付けによって発行される信用貨幣として捉えられていることも分かる。

このように、眼前で観察される事象を手掛かりとすることによっても、ある一定の方向性において貨幣に関する理解を深めることはできそうである。しかしながら、資本主義経済においてもそもそも貨幣とは何なのか？ 資本主義経済における貨幣を、理論的にはどのように把握しうるものなのか？ といった問題に十分な回答が導き出せるのかといえれば必ずしもそうとはいえない。そのためには、さらにもう一步踏み込んだ考察が必要となろう。貨幣理論が求められる所以である⁷⁾。

1.2 流通手段の自生的成立

「貨幣の謎」に対してマルクスは、商品に内在する価値がどのような仕組みで表現されるのか、そして諸商品の統一的な価値表現はどのように成立するのかという問題への論理的な考察を通して回答を示している。マルクスの商品貨幣説であるが、この点は後に改めて取り上げる。ここではまず、流通手段の自生的成立を論じるメンガー (Carl Menger) の議論を商品貨幣説の一典型として位置付けて⁸⁾、これを概観しておくこととする。

メンガーにとっての貨幣の本質とは、「一般通用交換手段 allgemein gebräuchlichen Tauschmitteln」(Menger [1923] S. 251, 訳(2)393頁)である。商品交換を俯瞰的に見るならば、メンガーは貨幣の本質を流通手段として押さえたといつてよい⁹⁾。この本質規定は、物々交換に

4) 「通貨」の多義性についてはよく指摘されるところである(たとえば日本銀行金融研究所編 [2004] 34頁を参照)。ここでは「通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律」における用法(通貨=貨幣(硬貨)+日本銀行券)に倣った。

5) いわゆる硬貨が現在の法制上では「貨幣」と規定されている。「貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円、及び一円の六種類とする。」(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律 第五条)

6) 日本銀行の財務諸表は<http://www.boj.or.jp/type/release/teiki/kaikei/zaimu/>から参照できる。

7) Ingham [2004] では、貨幣理論が解明すべき基本的問題が3点にまとめられている。すなわち、(1)貨幣とは何か？ (2)貨幣はどのように創造されるか？ (3)貨幣価値はどのように決定されるか？ である(Ingham [2004] p. 10, 34.などを参照)。本稿はこれらの問題のうち、とりわけ(2)に焦点を絞って、資本主義経済における貨幣の論理的起源を考察するものである。

8) たとえば吉沢 [1981] 112頁, Ingham [2004] p. 19.を参照。なお、メンガーの貨幣起源論は1871年に刊行された『経済学原理』からその大要が得られるが、本稿では主に、息子のメンガー (Karl Menger) による遺稿編集を経て、1923年に刊行された『経済学原理』第2版を参照した。貨幣起源論に関する限り、初版から第2版において議論の大筋に変更はないものの、より詳細な叙述がなされていることがその理由である。また、必要に応じてMenger [1892] も参照した。

9) 「貨幣を他のすべての市場財から区別し(貨幣のすべての現象形態と発展段階をつうじて観察されるが、これに反して他の交易対象のどれについても観察されず)、それゆえ貨幣の一般的概念を規定するものは、財交換の一般的に使用される媒介物としての貨幣の機能である。」(Menger [1923] S. 316-7, 訳(2)471頁)

伴う困難の克服という観点から導き出される。ここでいう物々交換の困難とは、よく知られたい
わゆる欲求の二重の一致の困難を指す。メンガーによればこの困難は、個別経済主体が「自分の
個人的な目的を追求するなかで」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)389頁)克服されるのだという。

その際に注目されるのが商品の「販売可能性 Absatzfähigkeit (saleableness)」(Menger [1923]
S. 223, 訳(2)387頁)ないし「市場性 Marktgängigkeit」(Menger [1923] S. 247, 訳(2)387頁)と
いう概念である。メンガーによれば、これに差異が存在するがゆえに、物々交換の困難は克服可
能なのだという。たとえば、1 kgの茶を欲している手袋所有者がいるとする。彼は自分の手元
にある幾ばくかの手袋と引き換えに1 kgの茶を獲得したい。しかし、手袋の「市場性」が低く、
茶との直接的な交換が困難であると判断される場合、彼は必ずしも直接に欲しているわけではな
い米との交換を、その「市場性」の高さを目当てに志向するのだという。

メンガーによれば、こうした「媒介的な交換という回り道」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)389頁)
は、はじめは「洞察力・実行力ともに最も優れた経済活動主体」(Menger [1923] S. 248, 訳(2)
389頁)によってその有効性が認識される。しかし、他の経済主体がこれを模倣することによって、
「一般通用交換手段」の成立に拍車がかかるのだという。

実習と模倣、教育と習慣 Gewohnheitの貢献は、この場合たしかに重要である。それらが
大多数の人々の行為を機械的画一化の方向にもっていくことに助けられて、地方ごと時代ご
とにその最も市場性のある商品の一部分がいたる所で一般的に通用する交換手段になったの
である。つまり、たんに多数の人というだけでなく最後はあらゆる経済活動を行なう個人に
よって、最初から機会と需求¹⁰⁾に応じて再度交換をおこなうという意図で、市場に出され
た市場性の乏しい諸財との交換において、受領された探し求められる商品になったのであ
る。これによって初めて、(一般通用交換媒介物という意味での)貨幣が出現したことにな
るのである。(Menger [1923] S. 252, 訳(2)394頁)

ここからは、個別経済主体が自己の商品経済的利益の最大化という行動原則を共有するとして
も、その具現様式に巧拙が存在するという。しかし、拙いかたちの行為は巧者のそれを真似
る(もしくは真似せざるをえない?)ことで矯正されうるということ。その意味において、社会
的強制力とでもいふべき問題の分析へと繋がる視点を読み取ることができるように思われる。し
かしそれはひとまず措くとすれば、以上の議論を通じて、貨幣の本質を司るものとしての流通手
段が導き出される。その際に一点注目しておきたいのは、メンガーの貨幣観を特徴的に示してい
ると思われる以下の見解である。

10) メンガーは「需求 Bedarf (requirements)」を次のように規定している。「われわれは、一定の時間
の範囲内で、ある経済主体の欲望を量的および質的に完全に満足させるのに必要な財の数量の全体を、
その主体の需求と呼び、その目的のためにこの時間内に彼に自由になる手段をば、彼に支配可能な財
数量と呼ぼう。」(Menger [1923] S. 32, 訳(1)67-8頁)

個々の経済主体は財の調達にたいする利害関心によって、彼らのこうした利益の認識の進歩につれて——合意も立法上の強制もなしに、いや共同の利益についても何ら顧慮しなくても——自分の個人的な目的を追求するなかで、媒介的な交換行為を、だんだんと、そしてしまいにはそれを財の販売の正常の形態としておこなうようになっていく。(Menger [1923] S. 248-9, 訳(2)389頁。なお引用文中の傍点強調は原文による。以下同様)

流通手段の成立には「合意」や「立法上の強制」、利他的行動は不要であり、各人がただ自分の目的を目指して邁進しさえすれば、自ずと「媒介的な交換行為」が一般化するのだという。ここでは流通手段が、交換行為を通して自生的に生み出されるものとして理解されている。そしてここには、「貨幣」の成立にとって合意や法律を不可欠とする見解に向けた批判が含意されるということは明らかであろう。事実メンガーは自身の貨幣起源論を、この見解に対置させるかたちで提示している¹¹⁾。「貨幣」の一般的概念にとって合意や法律を不可欠とする学説は、流通手段としての貨幣から派生する支払手段機能の過大評価に基づく謬論として退けられている¹²⁾。

1.3 「最も市場性のある商品」

以上のように概観できるメンガーの議論の要諦が、商品の「市場性」という概念と、〈模倣する経済主体〉にあるという点を見て取ることにそれほどの困難はない。しかし、とりわけ商品の「市場性」という考え方を軸に流通手段を導出しようとするれば、即座には首肯し難い難点に突き当たるようにも思われる。もちろん、売れやすい商品／売れにくい商品という線引き自体が不可能だといったわけではない。この点は、諸商品の「市場性」の程度に差が生じるのはなぜなのかという点を考察したメンガーにひとまず倣ってもよい。

たとえばメンガーは、軽い綿製品は地球上のどの地域でも売ることができるが、厚手の毛皮製品は寒冷地でしか売ることができない、中型の手袋や帽子・靴の方が特大型のそれよりも売れやすい、耐久性に富む商品の方が「市場性」の高さを維持できるといったように、「市場性」の差を、使用価値の差異に求める箇所がある。また、当該商品の交換や消費を制限する法律や慣習の存在が、その商品の「市場性」を低めるとか、輸送手段の発達や輸送費の低減は商品の「市場性」を高めるといったように、社会状況の観点から「市場性」の差が説明される箇所もある¹³⁾。確かに、必需品といった、多くの人を買わざるを得ない商品もあるのかもしれない。また、輸送手段や保存手段の発達や、市場の組織化の進展といった社会状況が、商品の売れやすさ／売れにくさに関

11) Menger [1923] S. 333-5 (訳(2)490-2頁), Menger [1892] pp. 240-1.などを参照。

12) Menger [1923] S. 282-3 (訳(2)430-2頁), 318-24 (訳(2)472-480頁)などを参照。

13) Menger [1892] pp. 246-7, Menger [1923] S. 223-40 (訳(2)356-79頁)を参照。なお、商品の「市場性」は様々な要因によって規定されるものとして、それが人的・場所的・量的・時間的な観点からそれぞれ考察されている。ただ、その議論をさらに仕分けてみると、商品の使用価値上の観点から売れやすい／売れにくいという議論がなされている部分と、売れやすい場合／売れにくい場合といったかたちで社会状況の観点から議論されている部分とに大別できるように思われる。

係することはあろう。そして仮にこの点を受け入れるのであれば、メンガーの次の言説にも一見同意せざるをえないかとも思われる。

物々交換にとまなうこれらの困難（欲求の二重の一致の困難——引用者）は財交易および職業上の分業，またとりわけ不確定な販売に向けた財の生産を進展させることへの障害になっている。この障害は，もしすでに事物そのものの本性の中にそのような障害を除去する補助手段の萌芽が，すなわち諸財の市場性の差異（販売可能性および通用性のよさ）がなかったとしたならば，大部分はまさしく克服不可能な障害であったことであろう。（Menger [1923] S. 247, 訳(2)387頁）

前項で見たように，商品の「市場性」に差異あればこそ，進取の気性に富む経済主体をきっかけとした流通手段の導出が説ける，というのがメンガーの議論の大筋であった。しかし，「事物そのものの本性の中に in der Natur der Dinge selbst (in the very nature of things)」見出されるのだという「諸財の市場性の差異」が，諸商品の使用価値上の差異というほどの事柄を意味するものであるならば，「最も市場性のある商品」こそが「貨幣」になるのだというメンガーの議論は，なぜ「貨幣」が「最も市場性のある商品」なのかという問題への回答にはなりえまい。なぜ「最も市場性のある商品」なのかという問いに対して，もともと「最も市場性のある商品」だからだと返答するのは循環論である。

このように考えてみると，メンガーの「貨幣起源論」は，あらかじめ「貨幣」を導入しておいた上で，鋭敏な経済主体にそれを探索させるかたちの議論になっていることが分かる¹⁴⁾。その意味でメンガーの議論は，既に存在する「貨幣」の発見過程が論ぜられる〈貨幣発見論〉であるといってよい。そして，そうであるとするメンガーの議論は，「貨幣」の成立にとって合意や法律を必須の契機とみなす学説に対しての，正面からの批判には必ずしもなっていないことにもなる。なぜならば，議論の前提として「最も市場性のある商品」が存在する以上，「貨幣」の成立は，「合意も立法上の強制もなしに，いや共同の利益についても何ら顧慮しなくても」既に果たされていることになるだろうからである。「貨幣」の成立を交換過程に即したかたちで論ずるというのであれば，「最も市場性のある商品」なるものをあらかじめ埋め込む¹⁵⁾のではなく，論証できるかどうかは別にすると，少なくとも，なぜ「最も市場性のある商品」が生ず

14) メンガーの「貨幣起源論」の検討点については吉沢 [1981] 112-9頁，岡田 [1998] 16-20頁なども参照されたい。

15) 「しかしそれが市場性に最も富む理由は，ただこれだけが残りのあらゆる商品と比較してより販売可能性があり，したがって通例それだけが一般的に使用される交換手段となりうるからなのである。」（Menger [1923] S. 250, 訳(2)392頁）

るのかという方向で考察が進められるべきではなかったかと思われる¹⁶⁾。その意味においてメンガーの議論は、筆者の問題関心とはズレる。

第3節では、商品貨幣説のもう一つの典型として、マルクスの価値形態論を背景とする宇野弘蔵以降の議論を取り上げ、この問題を再び考えてみる。商品価値の表現という観点からなされる一連の議論は、貨幣の本質を流通手段として捉えるメンガーの議論とは異なるとはいえ、拡大された価値形態から一般的価値形態への移行に際して固有の難問を生じさせる。それは、なぜ特定の商品によって諸商品の価値が統一的に表現されるようになるのかということであり、このことは、なぜ「最も市場性のある商品」が生ずるのかという問題と一脈相通ずる。しかしまずは、「貨幣」の成立にとって合意や法律こそを重視する学説を概観しておくこととしたい。

2 クナップの「貨幣」と私人間の取引

貨幣を合意や法律の産物とみなすいわゆる「協約説 Konventionstheorie」(Menger [1923] S. 334, 訳(2)491頁)の始原は、はるか古代ギリシアの時代にまで遡ることができる¹⁷⁾。前節で見たメンガーには、この学説の系譜が丹念に紹介された注がある。そこでは貨幣起源論の展開が、協約説から自生説への発展という図式で捉えられている¹⁸⁾。もちろん、数千年の歴史を持つとされるこの学説を、仮に協約説としてひとまず括るとしても、それぞれの議論を検討していけば、視点や強調点の置き方に微妙な差異は見出されるはずである。しかし以下本節では、「論点に目新しさはなかったが、貨幣に関する形而上学的問題への没頭という点において経済学の歴史上匹敵するものがない」(Ellis [1934] vii)とも評される¹⁹⁾、クナップ (Georg Friedrich Knapp)²⁰⁾の『貨幣国定学説』を題材にして、貨幣と国家という問題を概観する。

16) もちろん、メンガーの議論にこの視点が全く見出せないというわけではない。たとえば次のような叙述は、なぜ「最も市場性のある商品」が生ずるのかという問題に対する回答と見なせなくもない。

「他の商品とくらべての貨幣の特性は、……実際には、どの人にも、自分の市場性の劣る商品をひとまず交換することが得だと考えさせる貨幣商品の、相対的に大きな市場性、慣習によって、またさらに国家の施策によってさらに高められた市場性にある。」(Menger [1923] S. 256, 訳(2)398-9頁)。こゝでも、「相対的に大きな市場性」というかたちで既に「貨幣」らしきものが前提されているとはいえ、「最も市場性のある商品」がなぜ生ずるのかという問題に対しては、「慣習」と「国家の施策」が挙げられていると読むことができる。

17) メンガーは、典型的な「協約説」を次のように説明している。すなわち、「彼らは、まず単純な交換取引によって交易に生じる困難を叙述し、次にこの困難を貨幣の導入によって取り除くという可能性についてふれ、さらに貴金属がこの目的にとってとくに適していることを叙述し、最後にアリストテレスの名をあげて、人々のとりきめによって貴金属が実際に貨幣になる、という結びにいたる」(Menger [1923] S. 334, 訳(2)491頁)。

18) Menger [1923] S. 255-7 (訳(2)397-400頁), 333-5 (訳(2)490-2頁)を参照。

19) こうした評価が存在する一方で、シュンペーター (Joseph A. Schumpeter) に見られるような辛目の評価もある。「彼の説は単に法律的に妥当な支払手段と考えられる貨幣の「性質 nature」の理論たるに過ぎなかった」(Schumpeter [1954] p. 1090, 訳2295頁)

20) 経済学説史においてクナップは、ドイツ歴史学派の一員として挙げられる。ドイツ歴史学派におけるクナップの位置付けについては、さしあたり田村 [2008] を参照。

2.1 「最も悪しき貨幣といえども」

独自に案出する用語を駆使して種々の貨幣制度を整理し、国家的見地からいわゆる「金属論者Metallist」(Knapp [1905] S.7, 訳11頁)の誤りを正そうとするクナップの議論は、名目学説(nominalism)、とりわけ表券学説(chartalism)として位置付けられるようである²¹⁾。クナップによれば「金属論者」とは、「円」という通貨単位とは何なのかという問題に対して、たとえば純金0.75gと回答し、通貨単位と貴金属との結び付きが貨幣制度の本質をなすと考える者なのだと言われる。これに対してクナップは、債権債務関係の額面(名目)上の連続性が維持されることこそが、貨幣制度にとって本質的なのだとする²²⁾。貨幣制度の歴史展開次第によっては、通貨単位と貴金属との結び付きが切断されることもありうる²³⁾という観点から、「名目論者Nominalist」(Knapp [1905] S.7, 訳11頁)として自らを「金属論者」に対置している。また次項で見ると、クナップにおいて貨幣とは、「表券的支払手段chartale Zahlungsmittel (chartal means of payment)」(Knapp [1905] S.31, 訳48頁)と規定される。しかしこれも、十全な貨幣理解に到達しようとするれば、必然的に「金属論者」にはなりえないという見解の反映といつてよい²⁴⁾。この点について、クナップは端的に以下のように述べている。

21) エリスによれば、貨幣に関してクナップが「名目性Nominalität (nominality)」・「表券性Chartalität (chartality)」というとき、そこには同じ事柄が含意されていたのだという。ただしクナップ以後の「表券性」とは、貨幣を国家の創造物と捉える固有の意味に解釈されるものとして、これに「表券学説」という名称が充てられている。また、計算単位の自生的合意という意味に限って、交易慣習に貨幣起源を見出す見解は、ドイツでは「請求権学説Anrechttheorie」・「指図学説Anweisungstheorie」あるいは「象徴学説Zeichentheorie」と呼ばれていたようである。ただし、各説の差異を限定することなく通俗的には、「名目学説Nominalismus」として括られたのだという。エリスは、クナップの「表券学説」と区別するために、こちらの学説には「伝統的な名目学説orthodox nominalism」という名称を充てている。つまり大分類としての「名目学説」の中に、「表券学説」と「伝統的な名目学説」とが包含されることになる(Ellis [1934] pp.4-5)。

ここからエリスは、「表券性」と「名目性」という二つの概念の区別を、クナップが曖昧に用いた点は悔やまれるとする。エリスによれば、「表券性」とは、貨幣がある量の債務支払力の象徴symbolになるという性質を、国家によって与えられることを意味する。他方「名目性」とは、貨幣の諸機能が、その額面で通用する性質を、国家もしくは交易を通じて与えられることを意味する(Ellis [1934] p.35)。

なおシュンペーターは、貨幣と商品との類縁性こそが貨幣にとって本質的であるとする理論的／実際の見解を「金属学説」としてまとめ、その対極に位置する理論的／実際の見解に「表券学説」という名称を充てている(Schumpeter [1954] pp.288-9, 訳601-2頁)。

- 22) 「多数の人々は、国家は成立せる債務についてはまた以前の支払手段の継続せることをも承認すると信じているが、法制史の教える所によれば、国家は単に古き債務相互の間における相対的大いさを承認するに過ぎない——しかも支払手段に関しては、国家は時々これを変更するであろうことを言明する」(Knapp [1905] S.11, 訳18頁)。このように、ある貨幣制度の下で形成された債権債務関係が、次の貨幣制度において適切に換算・維持されることを、クナップは「後進的接続rekurrenten Anschluß」と呼んでいる。
- 23) この点についてクナップは、通貨単位の歴史性を繰り返し強調している。「以後使用せらるるに至るべき価値単位 Werteinheitは、その前の価値単位に対する比例如何を確定することにより定義せられる。それはかくて歴史的に定義せられる」(Knapp [1905] S.17, 訳27頁)、と。なお、ここでいわれている「価値単位」とは、「支払の多しさを言表すに用いる単位に他ならざることである」(Knapp [1905] S.6-7, 訳10頁)ということから、通貨単位として解釈できる。
- 24) 「自然的の人は金属論者である。理論的の人はこれに反して必ず名目論者と成らざるを得ない。なんとすれば価値単位を金属量として定義することは一般的に可能でないから。」(Knapp [1905] S.8, 訳13頁)

鑄貨学者Münzkennner (numismatist) は単に貨幣なる制度の生命なき残滓に関係せるに過ぎざるため、一般にこれについては少しも理解を持っていない。

それだけでなく、鑄貨学者をして真実の紙幣を理解せしめんとするも施すべき策を知らない。この種の貨幣は最も疑視すべきもの、実に正しく危険であるとの慰安をここに引用してはならない。何となれば最も悪しき貨幣といえども、それが悪貨幣なるがためには必ず貨幣でなければならぬため、やはり貨幣学説に属しているからである。(Knapp [1905] S.1, 訳1-2頁)

ここには、「鑄貨学者」という言葉に言い換えられた、「金属論者」に対するクナップの評価が率直に表明されている。クナップによれば、多くの者は貨幣を鑄貨から理解しようとするが、これは誤りである。なぜならば、鑄貨は貨幣の遺骸であり、その考察を通して貨幣の実相に迫ることはできないからなのだという。このことは、「金属論者」が紙幣に直面するときを生じるのだとされる²⁵⁾。では、貨幣の実相はいかにすれば把握できるのか。「金属論者」にとって紙幣とは忌避すべき「悪貨幣」かもしれない。しかし、それは貨幣であるがゆえに「悪貨幣」たりうるのものである。とすれば、貨幣学説は鑄貨のみならず「悪貨幣」をも均しく説明しうるものでなければならない。こうした観点から、上記引用文のすぐ後に「1866年のオーストリアの政府紙幣 Staatsnoten (State Note)」²⁶⁾ が引き合いに出される。そして、自分には「悪貨幣」たる紙幣を人々に推奨せんとする実践的意図はないと断った上で、「今までほとんど与えられなかった注意を紙幣の研究に捧げんとするものである」(Knapp [1905] S.1, 訳2頁) と自著の特徴を明記する。前節で取り上げたメンガーには、逸脱した貨幣(悪貨幣)として紙幣を捉える側面²⁷⁾ が見出せるのであるが、クナップは逆に、正則の貨幣として紙幣を捉えようというわけである。

2.2 「表券的支払手段」

2.2.1 考察の指針

「貨幣は法制の創造物である」(Knapp [1905] S.1, 訳1頁) という言葉をもって始められる

- 25) メンガーによれば、高度に発達した市場においては、有用金属としての「貨幣」の性格が見失われてしまうこともあり、ここから、「貨幣」を単なる価値表章とみなす見解も提示されるのだという。しかしメンガーは、こうした見解を次のように批判する。「もしも、貨幣の有用金属としての性格が何らかの事件によってなくなったとすれば、貨幣の交換能力も、その背後にあった慣習もとも、すぐさま消失することは明白である」(Menger [1923] S.335, 訳(2)492頁)。この部分では、「金属論者」として括られうるメンガーの見解が端的に示されているといえよう。
- 26) この年(1866年)の6月に、オーストリアは対プロイセン戦争(普墺戦争)を行なっている。ナポレオン3世の休戦提案によって、同年8月23日にプラハ平和条約が成立し、オーストリアは償金2000万ターレルを支払うこととなった(末川 [1996] を参照)。
- 27) 「18世紀末および19世紀初頭にあらわれたフランス政府のアッシニア紙幣とマングート紙幣、オーストリア政府の銀行紙券 Bankozettel, 交換前払証券などは、その流通の末期にはたしかに機能劣悪で病的な貨幣であるうえ、不当な強制と紙幣発行権および司法行政権の濫用によってようやく流通するに過ぎない貨幣であった。けれども、それらが先に想定した取引における機能(流通手段機能——引用者)を果たしていた限りでは疑いもなく貨幣だったのである。」(Menger [1923] S.313-4, 訳(2)467頁)

『貨幣固定学説』において、「貨幣」と「国家」は不可分のものとされる。クナップは、自説を展開する事実上の冒頭部分において以下のように述べ、まず「国家」を市場に関係させている。

……一社会圈内たとえば国家において慣習 Sitte が発達し、かつ漸次法制が交易せらるべき総ての財は一定の財の一定量、たとえば銀の一定量に代えて交換せられるということを承認するに至れば、この時銀は狭い意味における交換財となったのである。

事ここに至れば、この財はその適用せらるる範囲に対して一般的交換財と呼ばれる。一般的交換財はこの時社会的取引の施設 Einrichtung (institution) であり、それは最初慣習により次いで法律によってその社会において一定の用途を得たる財である。(Knapp [1905] S. 3, 訳4頁)

ここで注目すべきことは、クナップの議論が、メンガーが提示する流通手段の自生的成立説と必ずしも対立するものではないという点であろう。もちろん、クナップのいう「慣習 Sitte」が、流通手段の自生的成立という意味でのメンガーの「慣習 Gewohnheit」と同一かどうかという問題は残される。しかし上記引用文で指摘されている限りにおいてはではあるが、ここで法制が果たす役割とは、あくまでも「慣習」の下に存在する流通手段の追認にすぎない²⁸⁾。

また後で取り上げるように、クナップは、「国家」による受領という点を貨幣規定において重視し、「国家」が受取人にも支払人にもならない〈私人間の取引〉のことを、「非中心的 parazentrisch (paracentric)」と呼んでいる。そして、この「非中心的支払における秩序は多くの場合いわば自ら発生する」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)のだとも捉える。もちろんクナップが、「貨幣」を「法制の創造物である」と考えたことに疑問の余地はない。しかしそのことは、必ずしもメンガーの貨幣起源論と相容れないということを意味しない。むしろこうしたクナップの言説は、「貨幣」となる商品の「市場性」が、「国家」によって増幅されうるというメンガーの考え方と整合的であるともいえる²⁹⁾。とはいえ、先にも述べたように、クナップにとっての「貨幣」とは「表券的支払手段」である。

貨幣は常に表券的支払手段を意味する。すべての表券的支払手段を吾々は貨幣と呼ぶ。貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である。(Knapp [1905] S. 31, 訳48頁)

ここでは「貨幣」の定義として、支払手段に注目がなされている。さらに、「貨幣」の要件を満たすためには、「支払手段」というだけでは不十分とされ、それは「表券的」でなければならないのだともされている。以下、クナップの「貨幣」を概観していくが、考察の指針としては、

28) もちろんクナップにおいては、このときに「国家」は通貨単位を制定する。そのことが後に見るように、通貨単位や債務の名目性という論点に繋げられることになる。

29) この点に関しては、本稿の注16を参照されたい。

さしあたり二つの論点が挙げられることになろう。すなわちまず一点目は、なぜクナップは貨幣規定として支払手段に注目したのかということ。そしてもう一点は、「表券的」とはどのような意味かということである。この二つが明らかにできれば、クナップの「貨幣」すなわち「表券的支払手段」の意味も自ずと掴めるはずである。

2.2.2 債務の名目性

クナップが支払手段に注目する理由の一つとしては、商品交換の通念に対して掛売買の存在を指摘し、そこで生じる債権債務関係を維持する国家の役割を重視した点を挙げることができる。

今日の理論家は支払は直ちに結果するものとして考察せんとする傾向があり、技術家は、当事者は穀物を交付しこれに対して若干重量の銀を受け取るものであると考えている。しかしながら支払が直ちに弁済せられざる時は、残存せる支払うべき義務、すなわち債務が存在している。而して国家は法の維持者として、この技術的ではなく法律的な現象に対して一定の地位をもっている。国家はその裁判制度によって成立せる債務を維持する。(Knapp [1905] S.9, 訳14頁)

ここではまず、商品取引は現金売買だけではなく、掛売買をも視野に収めて考察すべきことが指摘されている。そしてその際には債権債務関係が生ずるが、国家はこの「法律的な現象」に対して、「法の維持者として」ふるまうのだとされる。すなわち、当事者に訴訟の権利を与えるということであろう³⁰⁾。確かに、あらゆる商品交換を即時支払と想定することはあまりに極端かもしれない、掛売買も等位に想定されてしかるべきなのかもしれない³¹⁾。またここでいわれている「国家」は、先に見た「慣習」を単に追認する以上のものとされているようにも思える。しかしこれも、商品交換のありうべき帰結を見越した上での周到な目配りといえなくもない。実際、クナップにとって「法の維持者として」の「国家」の存在は、「表券的」という規定を導き出す前提となる。

クナップは、支払手段で償却されるべき債務を「支払手段債務 lytrische Schuld (lytric debt)」(Knapp [1905] S.9, 訳14頁)と呼ぶ。そして、通貨単位ならびに支払手段を変更しうる「国家」の観点から次のように述べる。

国家の立場より考察すれば、支払手段債務はその時々を支払手段にて支払わらるべき債務である。しかるに国家にして支払手段を変更せんか、これと同時に換算を行う場合の基準となるべき規則を設ける。されば新しい支払手段は常に古い支払手段に後進的に接続し、ただこの

30) 英訳版 (*The State Theory of Money*) p.11. を参照。

31) 小幡 [2006], 小幡 [2008] 89-92頁では、商品に内属する価値を基礎にして、物品貨幣と、商品価値が債務証書のかたちで独立する信用貨幣との等位分化説が提示されている。

接続によってのみ新しい支払手段は取引に対して使用し得べきものとなる。何者変更の際に古い債務は消滅せずして償却せられうる事が配慮せらるべきであるから。(Knapp [1905] S. 12, 訳18頁)

通貨単位ならびに支払手段を変更する権能を有する「国家」は、既存の「支払手段債務」を新たなそれへと読み替えるための基準を設置するのだという。たとえばAという通貨単位と支払手段aが用いられている時に1000Aという債権債務関係が生じたとする。次いで、「国家」がBという通貨単位と支払手段bを新たに採用したとすると、どれだけの支払手段bが支払われるべきかという問題が生ずる。しかし、「国家」がたとえば $2A = B$ という比率を定めるならば、それまでの1000Aの「支払手段債務」は500Bと読み替えられ、支払人は「支払手段債務」として500Bに相当するだけのbを受取人に支払えばよいことになる。もちろんこのとき、受取人に渡される支払手段はaではなくbとなる。しかし「国家」が重視するのは、支払手段aでの債務償却ではなくて、新旧の「支払手段債務」が $2A = B$ という比率で連続性を保つことなのだとされる。

国家は支払手段債務をもって、債務の設定当時行使せられていた支払素材の意味における実質債務と解釈せずして、償却の時行使せられていた支払素材をもって償却し得る名目債務なりと見ている。(Knapp [1905] S. 12, 訳19頁)

以上の議論をまとめてみれば次のようになろう。まず、商品交換は掛売買をも視野に入れて考察されるべきである。そして掛売買においては債権債務関係が生ずるが、「法の維持者としての」国家は、この関係が維持されるように配慮する。具体的には「国家」は、債務をその時々支払手段で償却されるべき「名目債務」とみなし、新旧の「支払手段債務」の連続性が保たれるように換算基準を設置する。つまり、諸事情により通貨単位や支払手段を「国家」は変更するのであるが、そのために必要な措置も取るというわけである。ここまでくれば、「表券的」という規定の道程までには、あともう一步である。

2. 2. 3 「表券的支払手段」

クナップは支払制度を大きく二つに大別する。一つ目は、「素材測定制 Authylisums (authylism)」と呼ばれており、この制度下では、支払の度毎に支払素材の内実が検査されることになる³²⁾。その最も重要な一例として、「金属秤量制」が挙げられている³³⁾。「素材測定制」

32) 「素材それ自身が、物理的測定に従って充用せられる時、承認せられたる交換財として役立つ場合には一般に、この制度を素材測定的と名づけたい。」(Knapp [1905] S. 6, 訳9頁)

33) 「金属秤量性は金属を只素材として認め、この素材の筒片が具備する形態に関してはすこしも法律的顧慮を廻らさない。この素材の分量はただ物理的方法によってのみ測定せられる。すなわち金属にあっては秤量によって測定せられる。故に交換財はその使用せられる都度一々秤量して受取人に与えられる。秤量なくしては、金属秤量的支払手段は充用せられるべくもない。」(Knapp [1905] S. 4, 訳6頁)

は「金属論者」の見解と合致する。とはいえこの制度下では、「真実の紙幣」をも包含しうる「貨幣」の成立は望めないのだという³⁴⁾。クナップによれば、「貨幣」は「公布的proklamatorisch (proclamatory)」ないし「表券的」な支払制度の下で成立する。しかし、そのためには「定形主義Morphismus (morphism)」が必要条件となる。では「定形主義」とは何か。当時の支払制度を念頭に置きつつクナップは次のように説明する。

吾々は一定の形態を具えた、動かし得る物をもって支払う。更に尚、記号を有する、一定の形態を具えた、動かし得る物をもって支払うというべきであろう。……

……尚その上に、吾々は法律的に意義を有する簡片をもって支払うことが本質的として付加せられねばならぬ。我々の法制は只かくかくの形態を具えた簡片のみが支払手段として許容せられる旨を規定する。簡片の特徴は法律上において規定せられる。……

現在に一般用いられている支払手段は常に、法律的の意味においてこの簡片制度をもって。それは「定形的」である。……

……しかるにこの形態及び記号にして、何が支払手段なるか否かの境界を定めることに対して意義を有するに至れば、ここに定形主義が成立する。(Knapp [1905] S. 22, 訳34-5頁)

つまりごく単純化してみるならば、「素材測定制」と対比される「定形主義」とは、法的に規定された支払手段の個数勘定によって支払が行われることとってよい³⁵⁾。それゆえ「定形主義」においては、支払手段を一々検査する手間を省きうることになる。したがってクナップによれば、支払手段の「通用は公布的たることが出来る」(Knapp [1905] S. 24, 訳38頁)のだという。ここでいわれる「公布的」とは、「かくかくの外観を有する簡片は、これこれだけの単位に通用すべし、という条項が公布せられる」(Knapp [1905] S. 24, 訳38頁)ということであり、通貨単位や支払手段の変更と同様に、これも「国家」の権能に属する問題とされる。

たとえば100円铸貨があるとする。「定形的」かつ「公布的」な支払制度においては、それが貴金属から铸造されているのか、それとも卑金属から铸造されているのかといったことは問題にならない。さらに、その铸貨に100円分の貴金属なり卑金属なりが含有されているかどうかも問題ではない。重要なことは、その铸貨が支払手段として法的に規定された「形態及び記号」を有しているかどうかであり、その条件を満たすのであれば、1000円の債務はこの铸貨10枚で償却できるということである。もちろん、「定形主義」が直ちに支払素材の不問を引き寄せるわけではない。しかし個数勘定による「定形的」支払は、支払手段からその素材性を喪失せしめうるなのであって、

34) 「何らかの素材それ自身が支払手段たる間は、未だ貨幣は存在しない」(Knapp [1905] S. 21, 訳33頁)

35) もっともクナップによれば、「定形主義」の下でも、その通用が「從量的al marco」に規定される場合には、支払は個数勘定ではなく、铸貨重量に基づいて行われるのだという。デユカテン金貨Dukaten (ducat) を例にとりて、クナップはこれに「秤量的=定形的支払手段pensatorisch-morphische Zahlungsmittel (pensatory morphic means of payment)」(Knapp [1905] S. 23, 訳37頁)という名称を充てている。

可能性としてではあるが、「真実の紙幣」による支払への途を開くのだとされる³⁶⁾。

このことの類比として、クナップは、クロークに預けたコートと引換札、郵便料金と切手との関係を挙げ、それらを「表号 Marke (ticket もしくは token)」(Knapp [1905] S. 26, 訳40頁) という概念で括っている³⁷⁾。さらに、ラテン語で「表号」を意味する Charta から形容詞 chartal を造り、以上の事柄が「表券性」と呼ばれる。クナップ説の核心にとって、引換札や郵便切手との類比が妥当であるかどうかは若干疑問であるものの、クナップにとって、「定形的」かつ「公布的」であることが「表券的」とされている。要するに「表券的支払手段」とは、「国家」によって指定された支払手段を指すものであることが分かる。

2.3 クナップの「貨幣」と私人間の取引

およそ以上の議論を通じて、クナップの「貨幣」は導き出される。先にも触れたように、その射程には、「金属論者」には捕捉不可能とされた「真実の紙幣」をもが収められている。確かに、通貨単位や支払手段を指定しうる「国家」の権能に基づいて考えてみれば、その延長上に「真実の紙幣」が待ち構えているかもしれないようにも思えてくる。

そこで極端な例として、「国家」が政府紙幣を発行してそれを支払手段に指定したと考える。このとき、果たして経済主体の側にそれを受け取る根拠が見出せるだろうか。もちろん、「国家」の権能が前提されるというのであれば、その行使は「国家」の任意であろう。そして、私的な経済主体はその決定に服さざるを得ないのかもしれない。ただこの点についてクナップは、法律の効力が及ぶ国内での「貨幣」使用に焦点を絞って次のように説明する。

何が国家の貨幣制度に属し、何が属しないか？ ここに何よりも重大なるはこの限界をあまり狭く設けないことである。

国家の発行を以って標識としてはならない……また一般的受領強制を標識に充てることはできない……

吾々が国庫に向けられた支払における受領を標識として利用する時、現実にも最も密接な関係に立つ。これによれば国家に宛つる支払を弁済し得る総ての支払手段は国家の貨幣制度に所属する。さればその限界を決定するものは発行の如何ではなく、吾々の受容 Akzeptation (acceptation) と命名するものである。故に国家の受容が国家的貨幣制度の範囲を境界づける。ここに国家の受容とはただ国庫における受領、すなわち国家がその際受取人として考えられる受領のことである。(Knapp [1905] S. 85, 訳132-3頁)

36) Knapp [1905] S. 28-30, 訳43-7頁。

37) Knapp [1905] S. 25-6, 訳40-1頁。ただし、コートの引換札や郵便切手の例が、クナップが射程に収める「真実の紙幣」の理解を助けるかどうかという点は疑問である。なぜならば、コートの引換札にはコートという裏付けが、郵便切手にはそれに相当する代金支払いの裏付けが前提されるであろうからである。これらはむしろ、クナップが批判の対象とした「金属論者」の見解と親和性を持つであろう。

貨幣らしきものがあるとして、それが「貨幣」であるのかないのかは、「国家」が受領するかしないかによって判別されるのだという。「国家」が受領するものこそが「貨幣」であるというわけである。つまり、「貨幣」すなわち「表券的支払手段」といわれるときの「支払」とは、何よりもまず国家に宛てた支払が念頭に置かれているという点には注目がなされてよい³⁸⁾。そしてこの限りにおいてであれば、仮に「国家」が国内の経済主体への支払に「真実の紙幣」を充てたとしても、受取人（国内の経済主体）の側にもそれを受け取る根拠が見出せる³⁹⁾。なぜならば、自らが「国家」に対して支払を行う際には、この受け取った「真実の紙幣」を充てればよいからである。もちろん、「国家」へ支払う必要がある以上の「真実の紙幣」を、個別経済主体が受け取らざるを得ないかどうかという問題は残される。しかしそれをひとまず措くとすれば、「国家」と個別経済主体との間での、「貨幣」を循環させる回路は築くことができる。

では、「国家」が受取人にも支払人にもならない支払、すなわち「非中心的」な支払についてはどうか。「真実の紙幣」をも包含する「表券的支払手段」を「国家」が受領するということは、それが私人間の取引でも用いられざるを得ないことを保証するものだろうか。先に引用した箇所を含むが、私人間の取引について、クナップは次のような見解を述べている。

私人間における支払はすべて非中心的支払に属している。非中心的支払の秩序は多くの場合いわば自ら発生するものなれば、かかる支払は系統的には一般に信ずるが如くしかしかく重要なものではない。(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)

「非中心的支払の秩序」、つまり原理論でいうところの商業信用に基づく信用関係を指すものと思われるが、これは私人間で自生的に形成されるものなので、クナップ体系においては重要な問題ではないとされている。もちろん、クナップがそのように判断するというのであればそれはそれでもよい。しかし裏側からいえば、私人間の取引における政府紙幣の利用は、必ずしも保証されることが含意されると読むこともできる。

もっともクナップは、なぜ私人間の取引に「表券的支払手段」が用いられるのかという問題の説明として、おおよそ次のような議論を提示してはいる。すなわち、債権者の立場から考察すれば「表券的支払手段」を受け取ることに抵抗を感じるかもしれない。しかし債務者の立場から考察すれば、「表券的支払手段」での支払に抵抗は感じないはずである。しかるに経済主体は現実には、債権者であると同時に債務者でもあるのだから、仮に「貨幣」が政府紙幣のようなただの紙片であるとしても、それは私人間の取引にも用いられるのである、と⁴⁰⁾。

確かに、状況解釈としては一理あるのかもしれない。しかし、政府紙幣での支払は認めないと

38) 用語の問題として、こうした「国家」が受取人となる支払に「中心受取的epizentrisch (epicentric)」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)という名称が充てられている。

39) このように「国家」が支払人となる支払には「中心支払的apozentrisch (apocentric)」(Knapp [1905] S. 86, 訳134頁)という名称が充てられている。

40) Knapp [1905] S. 36-40, 訳56-63頁。

いう私人間の約款を考へてはならない理由はどこにもない。また、即時支払を考へてみても、政府紙幣に対しては自商品を売らないということも考へられる。「国家」が受領するからといって、私人間の取引でも政府紙幣が用いられざるを得ないという必然性までは論証できまい⁴¹⁾。これは、「国家」が私人間で自生的に形成される「非中心的支払の秩序」を追認するに留まらず、それを踏み越えて、自らが「貨幣」を発行して使用させようとする際に生じる難問であろう。「真実の紙幣」をも正規の貨幣概念に含めんとするクナップの狙いとは裏腹に、少なくとも私人間での政府紙幣の使用は、「国家」が受領するから」というクナップの議論をもってしても論証できていない。やはり「真実の紙幣」は、論理的に逸脱しているといわざるを得ないのである。

3 純粹資本主義論における一般的価値形態の成立

3.1 自生的成立説の難問

3.1.1 若干の問題整理

以上、第1節と第2節では、貨幣の成立という問題に焦点を絞って、メンガーとクナップの「貨幣」をそれぞれ概観した。両説ともに「貨幣 Geld (money)」の成立が問題とされつつも、メンガーによって本質的とされたのは、商品交換を媒介する流通手段であった。またクナップによって本質的とされたのは、「定形的」かつ「公布的」(＝「表券的」)であるところの支払手段であった。このように両者の貨幣規定にそもそものズレがある以上、メンガー説とクナップ説との並置はナンセンスに映るかもしれない。しかし、流通手段の成立に関していえば、メンガーとクナップはともに自生的成立説という共通の地盤の上に立っていると考へられる。

メンガーについては第1節で見た通りである。しかしクナップもそうだろうか。「貨幣の定義はすなわち、表券的支払手段である」とするクナップが、流通手段自体を「貨幣」と捉へることは決してない。しかし、「国家」による一社会圏内の慣習の追認が、「表券的支払手段」を導き出す最初の一步とされていたこともまた事実である。その際にクナップの念頭に置かれていた「慣習」とは、「交易せらるべき総ての財は一定の財の一定量、たとえば銀の一定量に代えて交換せられるということ」であった。この「慣習」がどのように形成されるのかという記述は『貨幣国定学説』には見当たらない。このため断定までには至らないものの、「慣習」の自生的成立にクナップが異を唱へることはないであろうと推測することはできる⁴²⁾。つまり流通手段の自生的成立

41) Ellis [1934] pp.26-7.では、「国家」の努力にも拘らず「表券的支払手段」の受け取りが拒否された事例として、1862年に発行された合衆国紙幣 (United States Note) いわゆるグリーンバックを拒否したカリフォルニアの人々、激しく減価したアッシニア紙幣の絶対的拒否 (absolute repudiation) の例などが挙げられている。

42) 基本的にはクナップは、交換過程の自生的産物として流通手段を捉へる見解にひとまず従っていたものと思われる。言い換えれば、流通手段をどのような論理で把握するかという問題は、「表券的支払手段」の導出にとって一義的なものではなかったということであろう。

「然るに支払手段とは何であるか？ 支払手段の従属すべき上位概念が存在するか？ 通常人々はいわゆる交換財の観念に遡り、この助けを借りて支払手段を説明する——さればこの場合財の概念および交換の概念は前提せられている。とにかく定義を下す場合には、どこかに固定せる立場を据えなければならぬ。而してこの財ならびに交換は確かに元素的として考察し得るに足る直観である。我々はここに然して置きたい。」(Knapp [1905] S.2, 訳3頁)

説自体は、クナップ説と噛み合わないものであるとは必ずしもいえない。

しかし問題は、自生的成立説の当否にある。第1節で見たように、メンガーは基本的には「市場性」という概念でこの問題を乗り越えている。しかしそれは循環論であろうと筆者は考える。ここに、自生的成立説を改めて検討しうる余地も生じる。では、「市場性」という概念を用いずに、つまり論証すべき事柄をあらかじめ設置することなしに「貨幣」の成立は論じうるものだろうか。

この問題を考える際、マルクスの価値形態論が省みられてよい。価値形態論では、商品の価値表現の考察を通して、商品と貨幣との非対称な構造が分析される。そして「貨幣の謎」は、「等価形態の不可解さ」(Marx [1890] S. 72, 訳110頁)にその淵源が見出されている。その意味からすれば、マルクスの議論はメンガーの議論とは異なる⁴³⁾。しかし価値表現の統一が論ぜられる際に、マルクスはメンガーと似た難問に突き当たる。

3.1.2 マルクスの逆転論

マルクスによれば、ある商品たとえばリンネルの価値は、「20エレのリンネルは1着の上着に値する」というように、他商品の商品体を用いて表現されるのがもっとも簡単な einfach かたちなのだという。すなわち、自らの価値を単独では表現しえないリンネルは⁴⁴⁾、上着を自らに等置することによって、価値としては上着と自分は等しいというよりほかないのだという。こうしたリンネルの側の能動によって、この関係の中で上着は、受動的にリンネルの等価物として、「直接にリンネルと交換されうるもの」(Marx [1890] S. 70, 訳107頁)、「直接的交換可能性の形態」(Marx [1890] S. 70, 訳107頁)つまり等価形態を押し付けられることになる。

しかし、価値表現のこのような仕組みであるにもかかわらず、商品体としての上着には、リンネルの価値を表わす等価物（「直接にリンネルと交換されうるもの」）としての属性がそもそも備わっているように見えてしまう。マルクスによれば、これが「等価形態の不可解さ」であり、諸商品と非対称に対峙するという意味での「貨幣の謎」とはその完成形であるにすぎない⁴⁵⁾。そうであればこの「謎」は、上着がリンネルの価値だけではなく、他の諸商品の価値をも表わして、

43) ただし、諸商品の価値表現に材料を提供するという、マルクスの意味での価値尺度に関して、メンガーは流通手段との同時成立性を指摘している。

「交換価値の度量基準」(あるいは「価格度量器」)としての貨幣の機能は、商品市場の媒介者という貨幣の本源的な機能から必然的に生じるものであり、したがってまた、いたるところで交換手段の発生と時を同じくして現われる。」(Menger [1923] S. 317, 訳(2)472頁)

44) 「リンネルの価値をリンネルで表現することはできない。20エレのリンネル=20エレのリンネルはけっして価値表現ではない。この等式が意味しているのは、むしろ逆のことである。すなわち、二〇エレのリンネルは二〇エレのリンネルに、すなわち一定量の使用対象リンネルに、ほかならないということである。つまり、リンネルの価値は、ただ相対的にしか、すなわち別の商品でしか表現されえないのである。」(Marx [1890] S. 63, 訳95頁)

45) 「しかし、ある物の諸属性は、その物の他の諸物にたいする関係から生ずるのではなく、むしろこのような関係のなかではただ実証されるだけなのだから、上着もまた、その等価形態を、直接的交換可能性というその属性を、重さがあるとか保温に役立つとかいう属性と同様に、生まれながらにもっているように見える。それだからこそ、等価形態の不可解さが感ぜられるのであるが、この不可解さは、この形態が完成されて貨幣となって経済学者の前に現われるとき、はじめて彼のブルジョア的に粗雑な目を驚かせるのである。」(Marx [1890] S. 72, 訳110頁)

商品体としての上着に、〈直接に諸商品と交換されうるもの〉という一般的な等価形態が押し付けられる点が論証されれば解明できたことになる。

マルクスはこの問題を次のように説明していく⁴⁶⁾。すなわちまず、リンネルの価値表現の簡単な形態が、上着を等価物とするだけでなく、リンネル以外の他商品を等価物とする簡単な形態の連なりに転化される。〈20エレのリンネルは1着の上着または10ポンドの茶または40ポンドのコーヒーまたは1クォーターの小麦または2オンスの金または1/2トンの鉄またはその他に値する〉というわけである。この拡大された価値形態において、リンネルの価値は他商品のさまざまな商品体で表わされるが、そのことは逆に、リンネルの価値が他商品の商品体とは無関係であることを示すのだという⁴⁷⁾。また、簡単な形態の連なりでリンネルの価値が表わされることによって、交換比率の偶然性も解除されるのだともいう⁴⁸⁾。

しかしここには欠陥もあるのだとマルクスは考える。一つ目は、価値表現の連なりがどこまでも引き延ばされて完結することがないこと。二つ目は、一つ目の問題に関連するものと思われるが、「ばらばらな雑多な価値表現の多彩な寄木細工」(Marx [1890] S. 78, 訳121頁)であること。そして三つ目は、リンネルの価値表現は、たとえば上着商品や茶商品も行なうであろう価値表現と、それぞれに違った「無限の価値表現列」(Marx [1890] S. 78, 訳121頁)であること。要するに、諸商品が価値を統一的に表現する仕組みになっていないことが欠陥とされる⁴⁹⁾。では、これはどのように克服されるのか。

マルクスは、拡大された価値形態が簡単な価値形態の連なりからなることに着目する。そして簡単な形態、〈20エレのリンネルは1着の上着に値する〉を逆にすれば、〈1着の上着は20エレのリンネルに値する〉になるとして次のように述べる。

じっさい、{ある人が彼のリンネルを他の多くの商品と交換し(1)}、したがってまた {リンネルの価値を一連の他の商品で表現する(2)} ならば、必然的に {他の多くの商品所持者もまた

46) マルクスの価値形態論では、等価形態にある商品の生産に費やされた具体的労働が、抽象的人間労働の現象形態になるのだとされる。そのことによって、等価形態にある商品の生産に費やされた私的労働が、「直接に社会的な形態にある労働になる」(Marx [1890] S.73, 訳112頁)のだともされる。マルクスの議論を忠実になぞろうとするならば、この論点を抜かすことはできない。しかし、価値形態の考察にとっては、マルクスによって前提とされた労働価値は必ずしも必要ではないと考えられる。このため、以下本文ではこの論点は意図的に抜く。しかしだからといって、価値とは何かという問題を軽視しているわけではない。マルクスが論じた労働価値の意味については別途検討を要するものとする。

47) 「いまではリンネルはその価値形態によって、ただ一つの他の商品種類だけではなく、商品世界に対して社会的な関係に立つのである。商品として、リンネルはこの世界の市民である。同時に商品価値の諸表現の無限の列のうち、商品価値はそれが現われる使用価値の特殊な形態には無関係だということが示されているのである。」(Marx [1890] S. 77, 訳119頁)

48) 「リンネルの価値は、上着やコーヒーや鉄など無数の違った所持者のものである無数の違った商品のどれで表わされようと、つねに同じ大きさのものである。二人の個人的商品所持者の偶然的な関係はなくなる。交換が商品の価値量を規制するのではなく、逆に商品の価値量が商品の交換割合を規制するのだ、ということが明らかになる。」(Marx [1890] S. 78, 訳120頁)

49) Marx [1890] S. 78-9, 訳121-2頁。

彼らの商品をリンネルと交換しなければならず(3)}, したがってまた {彼らのいろいろな商品価値を同じ第三の商品で, すなわちリンネルで表現しなければならない(4)}. (Marx [1890] S. 79, 訳122頁, なお文中の中括弧と数字(1)(2)(3)(4)は引用者による)

ここでは, 交換の成立が前提され, そこでなされる事柄が説明されている。確かに, 交換が成立した(1)というのであるならば, その前段階としてリンネルの側からの価値表現も行われている(2)はずである。そして, リンネルの価値表現がなされ(2), リンネルが他商品と交換されたのであれば(1), 他商品はリンネルと交換されたことにはなる(3)。つまり〈(2)かつ(1)〉ならば(3)は成り立つ。しかし, ここから(4)に繋がるかどうかは微妙であろう。というのも, (2)で価値表現するのはリンネル商品であり, 他商品の側には「直接にリンネルと交換されうるもの」であるという属性が押し付けられている。等価形態にある他商品の側から, 改めてリンネルを用いて自らの価値を表現せざるを得ないといった必然性(4)はない。等価形態にある商品は, リンネルに価値表現の材料を提供するだけであり, 自らが価値を表現することはないのである⁵⁰⁾。にもかかわらず, (2)かつ(1)ならば(3)かつ(4)なのだと言われる。

おそらくここに, 交換成立の前提が利いているものと思われる。すなわち, 交換の成立が前提され(1)かつ(3)である以上, 他商品の側はリンネルの価値表現を承認したのである。もちろん, それはあくまでも承認であって, 自らが能動的に価値を表現することとは違う。しかし, 〈確かに, 20エレのリンネルは1着の上着に値する〉等々の承認は, 他商品が行なう〈1着の上着は20エレのリンネルに値する〉等々の価値表現に似ているといえはいえなくもない。(4)でいわれる〈他商品の価値表現〉ということ, 仮にこの類似性を指すものとして解釈してみるならば, 上の引用文は, 価値形態論の筋立てを損なうものとはいえず, 一応の繋がりを持つものとして読んで読めなくはない。もっとも(4)で, リンネルがなぜか「第三の商品 dritte Ware」とされている点は気に掛かるが, それはひとまず措く。

3. 1. 3 自生的成立説の難問

マルクスは上記引用文を根拠として, 「そこで, 20エレのリンネル = 1着の上着または = 10ポンドの茶または = etc. という列を逆にすれば」(Marx [1890] S. 79, 訳122-3頁)と進める。そうすると, 他商品がリンネルで価値を表現する一般的な価値形態が得られるのだという。一般的な価値形態においては, 諸商品の価値はリンネルによって単純に einfach かつ統一的に einheitlich もしくは共通に gemeinschaftlich 表わされており, それゆえ一般的な allgemein かたちなのだと言われる。こうして, リンネルに一般的等価形態が押し付けられることが示されている。しかし, ここには難点がある。

50) 「他方, 等価物の役を演ずるこの別の商品は, 同時に相対的価値形態にあることはできない。それは自分の価値を表わしているのではない。それは, ただ別の商品の価値表現に材料を提供しているだけである。」(Marx [1890] S. 63, 訳95頁)

マルクスは価値形態論の出発点として、リンネルの価値表現を取り出している。しかし、他商品が相対的価値形態にある簡単な価値形態、そして拡大された価値形態を考えることもできる。そしてそれらの拡大された価値形態は同様に、逆転されうるはずでもある。そうすると、マルクスの逆転論から導き出される帰結は、様々な商品に一般的等価形態が押し付けられてしまうということにならざるをえない。

この点に関して『資本論』初版本文では、「リンネルに当てはまることは、どの商品にも当てはまる」(Marx [1867] S. 42, 訳75頁)とされ、〈実はそうなのだ〉と論じられる⁵¹⁾。いわゆる形態IVの問題である。しかし現行版の価値形態論では、この問題がそのものとしては取り上げられず、これに替えて次のように述べられることとなる。

どちらの場合(簡単な価値形態と拡大された価値形態——引用者)にも、自分に一つの価値形態を与えることは、いわば個別商品の私事であって、個別商品は他の諸商品の助力なしにこれをなしとげるのである。他の諸商品は、その商品にたいして、等価物という単に受動的な役割を演ずる。これに反して、一般的価値形態は、ただ商品世界の共同の仕事としてのみ成立する。一つの商品が一般的価値表現を得るのは、同時に他のすべての商品が自分たちの価値を同じ等価物で表現するからにはかならない。(Marx [1890] S. 80, 訳125頁)

簡単な価値形態と拡大された価値形態が、相対的価値形態にある「個別商品の私事」であるのに対して、一般的価値形態は「商品世界の共同の仕事」によって成立するものとされている。逆転論の帰結であるはずの一般的価値形態の乱立が、「商品世界の共同の仕事」によって乗り越えられている。その共同作業とは、他のすべての商品がリンネルで自らの価値を表現することなのだという。確かに、この共同作業が成し遂げられるのであれば、リンネルには、諸商品との直接的交換可能性がもともと備わっているかのように見えるのであろう。そのことによって、一般的等価形態がある一商品に押し付けられた構造も明らかになる。しかし何を契機として、商品世界は統一的な価値表現を行なうのだろうか。

この問題は、「商品の番人」(Marx [1867] S. 99, 訳155頁)である商品所有者の観点から、交換過程論でも取り上げられている。しかしそこでも、「商品世界の共同の仕事」に対応する「社会的行為」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)が、どのように生ずるのかという点は明確ではない。もっとも、一般的価値形態の乱立に直面して当惑する商品所有者は、「太初に業ありき」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)でこれを乗り越えるのだとはされる。そしてその「業」とは、商品所有者の「自然本能Naturinstinkt」(Marx [1867] S. 101, 訳159頁)なのだと言われている。商品所有者の本能に導かれることで、一般的価値形態は成立するというのであろう。その意味でマルクスの議論は、貨幣の自生的成立説に属する。

51) Marx [1867] S. 42-3, 訳74-7頁。

しかし、商品所有者に備わる本能なるものこそが、一般的価値形態のなせる業なのだと考えることもできる。すなわち、何を契機とするかはひとまず不明なのだが、ともかく眼前にある一般的価値形態から捉え返すと、「自然本能」なるものが商品所有者にもともと備わっているかのように見えてしまうということもできなくはない。そしてこの見方は、他商品との「直接的交換可能性」が、等価形態にある商品体にもともと備わっているかのように見えてしまうという価値形態論の筋立てとも調和する。このようにも考えられるのであるから、一般的価値形態を成立させる〈契機〉はやはり探られてよい。

もちろん、一般的価値形態の成立を、商品所有者は本能的に望みなどしないのだといたいわけではない。商品所有者の「自然本能」を仮に想定するとしても、その「本能」から発せられる要求が、必ずしも現実化するとは限らないかもしれないという点が、検討されるべき問題なのである。

3.2 「共通にあらわれる特定の商品」

この問題は、マルクスの価値形態論を独自に解釈する宇野弘蔵にも引き継がれている。宇野は、価値形態論に商品所有者の存在を明示的に組み込み、商品所有者の交換要求として商品の価値表現を捉える⁵²⁾。そして、拡大された価値形態から一般的価値形態への移行を次のように行なう。

ところがかかるマルクスのいわゆる拡大された価値形態の、各商品における展開は、必ずいずれの商品の等価形態にも共通にあらわれる特定の商品を齎らすことになる。……かくして商品は、マルクスのいわゆる一般的価値形態を展開する。(宇野 [1964] 27頁)

どの商品の等価形態にも「必ず」特定の商品が共通に現われるとはされるものの、それが何を契機にしてなのかという点までは明らかでない。その意味で宇野の議論は、マルクスのいう「自然本能」に一脈相通ずる。おそらくは交換要求の意図せざる結果として、一般的価値形態の成立が想定されているものと思われる。しかしこれは、共通等価物が「必ず」出現するといわれる際の、「必ず」の論理が明らかでない以上、あくまでも推測の域を出ない。

この問題に関して、基本的には宇野の筋立てに則りつつ、宇野のいう「必ず」の論理を提示されたものとして、日高普の議論を挙げることができる。日高は次のように述べる。

あらゆる商品が、それぞれ相対的価値形態にたって拡大された価値形態を展開しているのである。このように多数の拡大された価値形態があるとき、それらの多くに共通に等価形態におかれている商品があるとすると、その商品を中心としてみたばあい価値形態はまったく新しい展開を示すことになる。(日高 [1983] 22-3頁)

52) 「たとえば特定の商品リンネルは、その所有者がそのリンネルと交換して得ようとする、他の商品の使用価値の一定量をもって、その価値を表現せられる。リンネル二〇ヤールは一着の上着に値する、というように表現せられるわけである。」(宇野 [1964] 22頁)

ここでは、多くの商品から「共通に等価形態におかれている商品があるとすると」というかたちで、宇野の「必ず」という部分がひとまず緩められている。次いで、そうした商品に注目して俯瞰すると、多くの商品所有者がこの商品に対して交換要求を行なっている点が浮き彫りになるとされ、茶が等価形態にある一般的価値形態が次のように導かれる。すなわち、多くの商品所有者が茶に対して交換要求を行なうことによって、茶所有者は「多くの商品にたいして直接に交換できる立場に立つ」（日高 [1983] 24頁）ことになる。このことは、直接には茶を欲していない商品所有者にも茶に対する交換要求を派生させる⁵³⁾。つまり、多くの商品所有者から共通に交換を申し込まれる商品が、あらゆる商品所有者から共通に交換を申し込まれることになるというわけである。

山口重克においてはこの問題が、あくまでも個別商品所有者の目線に徹することで考察される⁵⁴⁾。その点は日高と異なると思われるが、「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品は、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれることになるのである」（山口 [1985] 23頁）という推論は共有されている。具体的には、各商品所有者の交換要求のパターンへの着目がなされ、茶が共通に等価形態にあるグループが多数派、そうでないグループが少数派とされる。そして個別商品所有者が辺りを見回すことで、茶に対する交換要求を、少数派グループも行なうようになるのだという。その結果として、茶はあらゆる商品所有者から共通に交換を求められることとなり、一般的価値形態が成立するものとされる⁵⁵⁾。

個別商品所有者が自己の欲求を実現しようとする際に、他者の交換要求を参照し、そのことが自己の交換要求に影響を及ぼすという推論そのものに瑕疵があるとは思われない。そのことによって、どれだけの商品所有者から共通に等価形態におかれるようになるのかは確定し難いとしても、一定の商品所有者から共通に交換を求められる商品の出現を推論することはできるように思われる。しかし問題は、この論理一本だけで、「あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれる」というところまで推論しきれるかどうかにある。確かに、そうした商品が存在するならば、個別商品所有者は共通にその商品に交換を求めるはずである。そのことで商品世界は、統一的な価値表現を行なう仕組みを獲得できることにもなるはずである。しかし、〈他者の交換要求の参照〉という一点のみで、一般的価値形態の成立まで論じるのは行き過ぎであるように思われる。商品そして商品所有者が、一般的価値形態の成立を要請するだけでなく、自らそれを形成しようとする原理的営力を発動させるであろうという点は、どれほど強調したとしても強調しすぎるということはない。しかし、この推論の延長上に、あらゆる商品所有者から共通に等価形態

53) 「そうなるとさし当たっては茶を欲していない商品所有者も、茶を入手しさえすればそれで多くの商品と交換できるのだから茶を欲するようになる。ここに茶はもはや多くの商品から等価形態におかれるばかりでなく、茶を除くすべての商品から等価形態におかれることになる。」（日高 [1983] 24頁）

54) 「ただし、ここで価値表現主体を拡大して観察するということは、必ずしも商品世界を第三者的に観察するというのではない。個別主体の立場に立ち、たとえばリンネル商品所有者が商品世界を見回して、他の主体の行動ないしそれについての情報を参考にしながら自己の行動を決定するという観点を明示的に導入しようということである。」（山口 [1985] 20-1頁）

55) 山口 [1985] 19-26頁。

におかれる商品の出現を論証できるのかどうか⁵⁶⁾。そして、商品世界の統一的な価値表現の成立を論証できるのかどうか。この点については、「個に個をいくら重ねても、けっして埋められない余剰があることに気づかざるをえない」(吉沢 [1981] 119頁) という指摘に首肯せざるを得ないものと考ええる。

3.3 純粋資本主義論における一般的価値形態の成立

では、あらゆる商品所有者から共通に等価形態におかれる商品を出現させる契機としては、どのような候補が考えられるだろうか。本稿でクナップの議論を取り上げた意図はここにある。第2節で見たように、クナップの貨幣規定は「表券的支払手段」という独特のものであった。そこでは国家による受領の有無が、貨幣を判別する基準とされていた。しかしメンガーの議論との関連でいえば、クナップ説は流通手段の自生的成立説と噛み合わないわけではないとも考えられた。流通手段が自生的に成立するとしても、国家はこれを追認するのであり、そこを足掛かりとして、「表券的支払手段」が創造されるというのがクナップの議論の筋立てであったからである。そしてこの筋立ては、一般的価値形態の自生的成立を説くマルクスの議論とも親和性を持つであろう。なぜならば、統一的な価値表現の自生的成立を国家が追認し、そこから「表券的支払手段」の創造という議論へと接続しうるだろうからである。

しかし、あらゆる商品交換を媒介する流通手段の自生的成立、もしくは統一的な価値表現の自生的成立を論ずる最後の部分を、メンガーならびにマルクスは、事実上、不問に付しているのではないかと筆者は考えた。もちろん、メンガーには「市場性」という概念と〈模倣する経済主体〉が存在するため、また、マルクスには「商品世界の共同の仕事」と商品所有者の「自然本能」が見出されるため、筆者の問題関心は与り知らぬことであると返答されてしまえばそれまでである。しかし、なぜ「最も市場性のある商品」が存在するのか、なぜ「商品世界の共同の仕事」が成立するのか、商品所有者の「自然本能」は前提されるよりほかないのかと問うてみる時、そこにはもう一步推し進める余地が生じる。

たとえば、これまで考察してきた推論の延長上では一般的価値形態を導出しえないという地点で、ある特定の商品が、国家に対する支払手段として指定されたという条件を加えてみてはどうか。そうすれば個別経済主体としては、国家に支払う必要性から、この商品を獲得せざるを得な

56) 山口説に対する批判的検討としては岡部 [1996] を挙げることができる。その核心は、どのようにして個別商品所有者が「比較的多数の商品所有者から共通に等価形態におかれる商品」を知るようになるのか、それは論理的に確定できないのではないのか、という点にあると筆者は理解する(岡部 [1996] 240-6頁)。

この問題提起に対して山口からは、「市場を見渡していれば、売れ行きの良い商品とそうでない商品とは大体分かるはずである」(山口 [2000] 296頁)、「そもそも論理的に確定しうる性質の問題ではないであろうが、各商品所有者の交換要求の意思表示を調査(見渡したり聞き取りをしたり)すれば、競合の程度の比較からある程度は合理的な推論をすることはできるであろうし、「共通のもの」が生成していく過程を推論する場合には、調査以外にも、各商品所有者の試行錯誤を導入して推論することも考慮してもよいのではなからうか」(山口 [2000] 296頁) という応答がなされているが、推論に若干の緩みが生じているように思われる。

いということはいえるだろう。言い換えれば、個別経済主体は共通にこの商品に対して交換要求をせざるを得なくなる。それはすなわち、あらゆる商品所有者から共通に交換を申し込まれる商品の出現を意味する。もちろんここで導入する国家には、すでに出来上がっている市場を追認するという以上の役割が担わされている。その意味において、国家の市場への関わり方の端緒は、クナップの議論とは異なる。しかし、個別経済主体に即した論理だけでは詰め切れない問題があるとするならば、その論理の行き詰まりは他の契機によって乗り越えられるよりほかあるまい。その候補の一つとして、〈国家による受領〉という条件はありうるのではないかということである。

もちろん、仮にこのように考えてみるからといって、それまでの商品経済的論理の追跡が御破算となり、結局、貨幣は国家によって創造されるということではない。あくまでも主軸をなすのは、個別経済主体が実践する商品経済的論理の方なのである。しかしこの主軸を支え、市場を成立させる契機として、それまでの推論からすれば外的な条件となる国家を導入するのである。いうまでもなく、ここで想定する〈国家〉とは、現実の国家とは異なる。現実にはどこにも存在しない純粋資本主義社会を構成する理論的処理として、現実にはどこにも存在しない国家を導入するのである。その意味からすれば、ここでいう〈国家〉とは、商品経済的論理を實踐する〈経済人〉に対応するものとしての〈国家〉である。純粋資本主義社会における経済人の行動を、陰日向に支える見返りとして、国家がある特定の商品での支払いを求めると想定するわけである。その際、持ち運びに便利であり、均質性・耐久性に優れ、分割・結合が容易に行えるといったことから、国家が受領する商品として、たとえば金が指定されると考えてみてもよい。そうすれば、一般的価値形態を成立させる意図など〈国家〉に持ち込まなくとも、このことを契機として、結果的に商品世界は金に一般的等価形態を押し付けてしまうことになるだろう。こうして一般的等価物としての金が成立することとなり、各人が必要とするモノが商品のかたちを通してやり取りされるという意味での、純粋資本主義社会の市場も構成できたことになる。また、市場に対する〈国家〉の補完性の意味も、まずここで確認できることとなろう。

しかしそこからもう一步推し進めて、国家は単なる紙片を発行してもそれを受領しうるのだから、商品世界はその紙片で統一的な価値表現を行なわざるを得ないとしてしまうならば、議論は本稿第2節まで後退する。政府紙幣の利用回路は、国家と私人との間に制限されているのであって、私人間での利用回路は、商品経済的には遮断されていると考えられるのであった。つまり、国家は貨幣を創造しない。しかし貨幣の自生的成立説を補完し、一般的価値形態を結果的に成立させる一契機として、〈国家による受領〉という条件はありえよう。一般的価値形態を成立させる原理的な営力は、商品ならびに商品所有者から発せられはするものの、そのみでは商品と貨幣との非対称性にまでは到達しきらないという市場の重層的な仕組みが、この点から読み取られるように思われる。

結びにかえて

宇野弘蔵によって資本主義の原理は、純粋資本主義論として明確に提示された。19世紀中葉までのイギリスに見出された資本主義の純粋化傾向が極限まで延長されることによって、資本主義の原理は、「理論的に再構成された資本主義社会として、それ自身に存立する完結した一歴史的社會をなすものとして解明される」(宇野 [1964] 12頁)ものとされた。そのことによって、たとえば本稿で考察した一般的価値形態は、商品相互(もしくは商品所有者相互)の関係のみによってその存立構造を論証しようと考えられたように思われる。

これに対して本稿では、貨幣の自生的成立説が抱える難問に着眼し、クナップの議論を参考にして問題の解決を試みた。商品と貨幣との非対称性つまりは市場の成り立ちに関して、個別経済主体の利得追求行動とは異なった契機を導入したことになる。それはすなわち、純粋資本主義論で説かれる一般的価値形態についても、個別経済主体が実践する商品経済的論理だけではない別の要因が介在せざるを得ないのであろうということの意味する。だからといって、純粋資本主義論によっては、資本主義の原理を考察しえないといたいわけではない。そうではなく、少なくとも純粋資本主義論で提示されてきた一般的価値形態には、個別経済主体の経済人的行動にプラス α の契機が作用している点が明示されるべきであらうといたいのである。そのことによって商品世界の統一的な価値表現は可能となり、後に続く貨幣の原理的考察へと分析も進むように思われる。

そしてこのように市場を見ることは、資本主義の原理として提示されてきた純粋資本主義論の位置付けに関する内省へと繋がるものと考えられる。純粋資本主義論は、「純粋資本主義をあたかも自立するかのごとくに説くために、いくつかの問題をブラック・ボックスに入れている」(山口 [2006] 37頁)ものとされてきた。そして「ブラック・ボックス」の詮索は、純粋資本主義論では不問に付すのだともされてきた。しかし、プラス α によって純粋資本主義社会が「あたかも自立するかのごとくに」提示できているのだとするならば、そのプラス α の内容を明示することまでが、純粋資本主義論の課題とされてもよい。本稿で考察した問題は、これまでもとりわけ慎重に処理されてきた論点である。国家といった要因を不用意に持ち込むことによって、論理の純粋性が混濁させられてはならないということから、純粋資本主義論における〈国家〉の明示的な導入はこれまで見送られてきた。しかし、導入されるべき条件が存在するのであるならば、それが導入されないままでは、逆の意味での論理の混濁が生じることになろう。もちろん、だから本稿での〈国家〉の導入方法で良いということにも直ちにはならない。また、導入されるべき条件がそもそも〈国家〉なのかという根本的な検討点はある。この点については、市場を成立させる論理という観点から今後さらに詰めて考えてみる必要があるだろう。しかしこのことは逆説的に、純粋資本主義論が、商品経済的論理の追跡というだけには留まらず、事実上、そこからもう一歩踏み出した領域の議論に属することを示唆しているのである。

【参考文献】

- 宇野弘蔵 [1964] 『経済原論』 岩波全書
- 宇野弘蔵 [1962] 『経済学方法論』 東京大学出版会（参照は宇野弘蔵著作集第九巻『経済学方法論』 岩波書店（1974年）を用いた）
- 岡田裕之 [1998] 『貨幣の形成と進化』 法政大学出版局
- 岡部洋實 [1996] 「貨幣「制度」生成の論理」, 河村哲二編著『制度と組織の経済学』 日本評論社, 所収
- 小幡道昭 [2008] 「純粋資本主義批判——宇野弘蔵没後30年に寄せて——」『経済学論集』 第74巻第1号, 東京大学経済学会
- 小幡道昭 [2006] 「貨幣の価値継承性と多態性——流通手段と支払手段——」『経済学論集』 第72巻第1号, 東京大学経済学会
- 小幡道昭 [2001] 「原理論の適用方法と展開方法——山口重克「中間理論としての類型論」に接して——」『経済学論集』 第67巻第3号, 東京大学経済学会
- 末川清 [1996] 「帝国創建の時代」, 成瀬治・山田欣吾・木村靖二編『ドイツ史2』 山川出版社, 所収
- 田村信一 [2008] 「歴史学派」, 田村信一・原田哲史編著『ドイツ経済思想史』 八千代出版, 所収
- 日本銀行金融研究所編 [2004] 『増補版新しい日本銀行』 有斐閣
- 日高普 [1983] 『経済原論』 有斐閣選書
- 山口重克 [2006] 『類型論の諸問題』 御茶の水書房
- 山口重克 [2000] 『金融機構の理論の諸問題』 御茶の水書房
- 山口重克 [1985] 『経済原論講義』 東京大学出版会
- 山田鋭夫 [2008] 『さまざまな資本主義 比較資本主義分析』 藤原書店
- 吉沢英成 [1981] 『貨幣と象徴』 日本経済新聞社（参照は「ちくま学芸文庫」版（1994年）を用いた）
- Ellis, Howard S. [1934] *German Monetary Theory 1905-1933*. Harvard University Press.
- Ingham, Geoffrey. [2004] *The Nature of Money*. Polity Press.
- Knapp, Georg Friedrich. [1905] *Staatliche Theorie des Geldes*. Vierte, durchgesehene Auflage, Verlag von Duncker & Humblot, 1923（宮田喜代蔵訳『貨幣国定学説』 有明書房, 1988年（なお, *The State Theory of Money*. Abridged edition, translated by H. M. Lucas and J. Bonar, Macmillan and Co, 1924. も適宜参照した））
- Marx, Karl. [1890] *Das Kapital. Band I*, vierte Auflage, in *Marx-Engels Werke*, Band 23, Dietz Verlag, 1962（岡崎次郎訳『資本論』 国民文庫（第1分冊）, 1972年）[なお, *Capital. Vol. I*, translated from the third German edition by Samuel Moore and Edward Aveling and edited by Frederick Engels in *Marx-Engels Collected Works*, vol. 35, International Publishers Co. Ltd. 1996. も適宜参照した]
- Marx, Karl. [1867] *Das Kapital. Band I*, erste Auflage, in *Marx-Engels Gesamtausgabe* II-5, Dietz Verlag, 1983（岡崎次郎訳『資本論第一巻初版』 国民文庫, 1976年）
- Menger, Carl. [1923] *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*. Zweite Auflage, mit einem Geleitwort von Richard Schüller, aus dem Nachlaß herausgegeben von Karl Menger, Hölder-Pichler-Tempsky（八木

- 紀一郎・中村友太郎・中島芳郎訳『一般理論経済学遺稿による「経済学原理」第2版』みすず書房（全2分冊），1984年）[なお、『原理』初版 *Grundsätze der Volkswirtschaftslehre*. Wilhelm Braumüller, 1871. ならびに英訳『原理』初版 *Principles of Economics*. Translated by James Dingwall and Bert F. Hoselitz with an introduction by F. A. Hayek, Libertarian Press Inc. 1994. も適宜参照した]
- Menger, Carl. [1892] "On the Origin of Money." Translated by Caroline A. Foley, in *The Economic Journal*, vol. 2(6), Mcmillan and Co.
- Schumpeter, Joseph A. [1954] *History of Economic Analysis*. Oxford University Press, 1994（東畑精一訳『経済分析の歴史』岩波書店，1955-62年）